

受命裁判官認



受命裁判官認



和解調書

事 件 の 表 示 令和5年(ワ)第347号
期 日 令和7年9月8日午後1時30分
場 所 等 大分地方裁判所民事第1部和解室
(ウェブ会議の方法による)

受 命 裁 判 官 富 田 美 奈
受 命 裁 判 官 美 浦 鉄 平

裁 判 所 書 記 官 前 田 将 治
出 頭 し た 当 事 者 等 原告代表者 安岡正義
原告代理人 遠矢洋平
原告代理人 寺本裕二
被告代理人 内田拓志

(通話先の場所 同代理人事務所)

被告代理人 渡邊航

(通話先の場所 同代理人事務所)

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために
適切なものであることを確認した。)

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

大分市青崎一丁目10番23号

原告

特定非営利活動法人

大分県消費者問題ネットワーク

同代表者理事

安岡正義

同訴訟代理人弁護士

亀井正照

井田雅貴

宮本学治

遠矢洋平

寺本裕二

大分市豊町一丁目1番26号豊ビル

被告

株式会社野田建工

同代表者代表取締役

野田武政

同訴訟代理人弁護士

内田拓志

渡邊航

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状記載のとおり

第3 和解条項

- 1 被告は、東京地方裁判所令和5年（行ウ）第400号ないし同第403号業務停止命令等処分取消請求事件の令和6年12月12日言渡し判決が確定済みであることを確認する。
- 2 被告は、被告との間で、建物のリフォーム等に関し、建築工事または塗装工事請負契約を締結しまたは締結しようとする者に対し、当該契約について、特定商取引に関する法律第9条の適用がない旨を告げない。
- 3 被告は、消費者との間で、建物のリフォーム等に関し、建築工事または塗装工事請負契約を締結しまたは締結するに際して、特定商取引に関する法律第4

条または第5条に基づき消費者に交付する書面に、同法第9条第1項の規定による契約の申込みの撤回又は契約の解除に関する事項を記載する。

4 原告は、その余の請求を放棄する。

5 訴訟費用は、各自の負担とする。

裁判所書記官 前田将治



これは正本である。

令和7年9月12日

大分地方裁判所民事第1部

裁判所書記官

前田 将一

